

かもかわ

迎奉

親鸞と玉日姫

★ 仏教では、もともと、「女性は仏にな

れない」というのが釈迦以来の教えでした。釈迦は、古代インドにおいて、カースト制は否定しましたが女性差別の考え方は捨てきれなかったのです。その後、万人が仏となれることを目指す大乘仏教のもとで編み出されたのが「変成男子」という考え方です。女性はそのままでは仏になれないので仏に成るためには男性になる必要があるというものです。男性についても、僧侶の修行の妨げとなる肉食とともに妻帯を禁ずる戒律を設けていました。

平安末期に浄土教を開いた法然は、奈良時代の南都六宗(興福寺の法相宗、東大寺の華嚴宗、唐招提寺の律宗など)や平安時代を通して盛んだった真言宗や天台宗の教えに従わず、女性成仏の途を開くとともに、妻帯についても、「この世を生きていくのに念仏が称えられるように生きよ。独り身では念仏が称えられないのなら妻を娶って称えよ。妻がいて念仏が称えられないのなら独り身で称えよ」と説き、大切なのは専修念仏であって、妻帯の禁止など無意味であるとなりました。法然は生涯妻帯しませんでした。それは法然にとって専修念仏するのにわざわざ妻帯する必要がなかったのでしょうか。

法然の弟子である親鸞が恵信尼を妻としていたことは知られています。その前に玉日という女性がいたのではないかと言われています。これは、親鸞から数えて三代目の本願寺門主である覚如の子存覚が親鸞が没してから九十年後に著した「親鸞聖人正明伝」が伝えるものです。

法然の教えに帰依した一人に時の関白九条兼実がいました。後に関白を罷免されて現世の希望を失い浄土往生を願っていた兼実は、法然に対して、本当に妻帯が浄土往生の妨げにならないのであれば、弟子の中の一生不犯の僧を妻帯させてそれが嘘偽りでないことを示してほしいと迫って、自分の娘である玉日姫をその相手として差し出しました。これを受けて法然は親鸞に対して玉日を妻とすることを命じたというのです。「法然の言うことを信じて地獄に落ちることがあっても構わない」と言うほど親鸞にとつて法然は絶対的な存在だったので、親鸞は驚きながらもこれに従いました。

専修念仏のためには妻帯しても構わないという法然の新しい教えを兼実が信じ切れなかったというのは分かりませんが、教えが本当ならば不犯の弟子を自分の娘と妻帯させ破戒僧

にせよと法然に迫ったというのは、常識的に考えて不自然な感じがします。しかし、親鸞が法然に随行して九条家に赴いた折りに玉日とも言葉をお互いに憎からず思うようになっていたことに父親の兼実が気づき、信仰の問題にかこつけて法然を巻き込み二人を一緒にさせたのかも知れないと考えれば理解できないではありません。一方、法然が兼実の願いを容れて親鸞に妻帯を命じたのは、法然の信条からすればむしろ当然のことだと言えます。

ところで、浄土真宗には、本山として本願寺の外に高田専修寺があります。「親鸞聖人正明伝」は、高田専修寺が存覚からこれを贈られて長年秘蔵してきたものですが、本願寺派の仏教研究者は、専修寺の学僧が江戸時代に高田派の正統性を主張するために存覚の名前を騙って書いた偽書だとして玉日の実在を否定してきました。存覚は、親鸞の教行信証の注釈書「六要鈔」を著して真宗教学の基礎を作り、真宗教団中興の祖である蓮如から「釈迦の生まれ変わり」とまで称賛

弁護士



坂元 和夫
Kazuo Sakamoto

された人です。「正明伝」がその存覚の著作であれば玉日との結婚譚は疑いようがなくなるので、本願寺派の研究者がこれを偽書だと強弁したのかもかもしれません。

「正明伝」が偽書だとするのは真宗の仏教学者の間では定説になっていました。平成九年になって長野県の実宗大谷派寺院の住職が「正明伝」を存覚の真作だとする著書を出版して真宗史学に一石を投じました。これを受けて、平成一九年に梅原猛氏が「親鸞『四つの謎』を解く」という著書で、「正明伝」が偽書ではなく存覚の手によるものだとし、そこに述べられている親鸞と玉日の結婚譚は歴史の真実であるとしました。

玉日は、本願寺に伝わる存覚の「親鸞聖人御因縁秘伝鈔」にも書かれていますし、本願寺八代目の門主蓮如の子である実悟が編纂した「日野一流系図」にも親鸞の長男である範意（印信）の母親が九条兼実の娘であると記されています。

親鸞と玉日のことを伝える寺は数多くあるようですが、その中で親鸞、玉日、兼実の三体の像を祀っている寺として、九条兼実邸があった京都五条西洞院の光圓寺とその近くの大泉寺があります。東京の真教寺にも、兼実の別邸があった京都の月輪寺から移された親鸞、玉日、兼実の三体像があります。

また、京都伏見の西岸寺にも親鸞、玉

日、兼実の三体像があり、玉日の伝承だけでなく玉日ゆかりの品々が所蔵されており、境内に「玉日姫君御廟所」と呼ばれる墓所があります。寺伝によれば、玉日逝去以来玉日を称える「玉日講」が続けられ、命日には大勢の善男善女が玉日の墓に詣でたそうです。九条家代々の墓所がある東福寺の塔頭大機院には、九条家の念持仏であった「玉日姫木像」が祀られています。

このように玉日の実在を裏付ける文献、彫像、遺跡、伝承が沢山あるのに真宗史学がその存在を否定したのは、存覚の父親で本願寺教団設立の基盤を作ったといわれる覚如の「御伝鈔（親鸞伝絵）」に玉日の事が一切記されていないことが最大の理由のようです。覚如は、玉日の息子である範意の娘が生んだ源伊から親鸞の墓守の地位を争われていたことから、玉日のことを親鸞の伝記に敢えて出さなかったのではないかと、また、真宗教団のあり方について、本願寺中心の覚如に対し、存覚はそれぞれの教団が発展すれば親鸞教団の興隆につながるという考え方だったため（存覚はそのため二度も覚如から義絶されている）、正明伝において覚如の思惑に関わらず真実を記したのではないかと梅原氏は言われます。

「正明伝」には、親鸞が以前に詣でた赤山明神で見知らぬ女性（おそらくは如意輪観音の化身という）から

叡山に連れて行ってほしいと懇願され、これを断った親鸞は、彼女から涅槃経や法華経の記述を挙げて女性の入山を許さない叡山の女性差別を批判され、千日後に思い知るだろうと言われて、千日後に玉日を妻とすることが現実になったとあります。「正明伝」の伝える親鸞と玉日の話は、悪人とともに女性を差別する既成仏教に対する強い批判でした。妻帯した俗人だけでなく女性も浄土往生できることを身をもって示した女性であるとして、玉日が差別されていた世の女性の崇拜を集めたのは頷けます。

真宗教団の本流を自認する本願寺が玉日の実在を否定している理由は定かではありません。親鸞が妻帯を実践したこと自体は言わば言行一致ですし、実在が確かな恵信尼の前に時の権力者の娘を妻としたことが親鸞を貶めるものとも考えられません。本願寺教団において、覚如は、親鸞、蓮如に次ぐ教団の基礎を築いた人物です。その覚如が著した「親鸞伝絵」は、親鸞を伝えるものとして教団内では聖典のように扱われてきました。この伝絵が玉日のことに一言も触れていない以上、本願寺としては玉日の実在を否定するほかないのかもかもしれません。

法然の式子内親王と同じく、親鸞の玉日姫も謎に包まれてはいますが、その存在が気になる女性です。

これからどうなる「社会保障」

消費税は上がったけれど

昨年一〇月一日から、消費税が八%から一〇%に増税されました。政府の言う増税の理由は、税収の安定と社会保障の財源対策にあるとのことでしたが、果たして現実はどうだったでしょうか。

安定した税収をと言いつつながら、本来多くの税収が見込めるはずの法人税については、大企業ほど法人税の実質税率が低くなるという不公平はあいかかわらず是正されていません。また、輸出企業にとつては、消費税は、後に還付されますので、増税分は税収入の増には結びつきません。もともと消費税は、低所得者ほど負担が重く、「安定した税収」とは、低所得者からも税を徴収するというのが、本音です。一方、社会保障の財源対策に充てるといういながら、防衛費は無際限に増額され、安倍総理が外遊するたびに、政府開発援助（ODA）は、大盤振る舞いされています。消費税は、法律上目的税とされていますが、会計上は一般財源とされていますので、どのような使い道にも使うことができますので、結局消費税増税分が一部しか社会保障のために使われないということが許されてしまうのです。

今回、社会保障の充実の目玉とされたのが幼児教育・保育の無償化でしたが、これも、一番深刻な待機児童問題は未解決のままですし、給食費が無償ではありません

ので、実質無償にはなりませんでした。しかも、保育士など職員の待遇が改善されておらず、人手不足が依然深刻であるなど問題が山積されたままです。

「全世代型社会保障」の検討 という名目で制度の後退が

このような問題だらけの消費税増税で、周りを見ても、景気の大規模な後退が言われていますが、今、「全世代型社会保障検討会議」なるものが設置され、既に初会合が昨年九月から開かれています。

ここでの議論の内容を見ますと、医療の自己負担分の強化、年金の支給開始年齢の繰り延べ、介護サービスの利用者負担割合の増加など、社会保障制度を軒並み後退する方向での議論がなされています。消費税増税は社会保障の財源確保のはずだったのですが、この点はすっかり抜け落ちていきます。

しかも、この会議のメンバーは、総理、関係閣僚のほか、財界関係者、学識経験者などで構成され、高齢者、若者、一人親家庭、障害者など当事者の代表も医療や介護の関係者も労働組合の代表も全く参加していません。これでは、本当の意味で「全世代」の様々な立場の意見が反映されたものには到底なり得ません。

また、政府与党の二〇年度の税制改正の議論は、消費税増税による景気の後退

を受けて、企業に投資を促すための税制改正を予定しており、大企業優遇税制をさらに推し進める内容を中心として検討されています。しかし、いくら企業の投資を増やそうとしても、私たちの生活自体が良くならないと、消費は好転しませんし、購買意欲は回復しません。そのことは、リーマン・ショック以来の、経済政策の失敗の歴史からしても明らかです。

これからの社会保障の あり方に市民の声を

このような状態にみると、私たちは、主権者として、消費税増税が本当に必要だったのかどうか、また、現実に増税分がどのように使われているのかについて、もっと関心を寄せ、議論をしなければなりません。

そして、何よりも、私たちのこれからの「くらし」に直結する、医療、年金、介護、生活保護、失業給付などの社会保障制度が、私たちを支えるものになるかどうかについて、もっともっと積極的に意見をあげていかなければなりません。



弁護士

尾藤 廣喜
Hiroki Bitoh

やりすぎ弁護士活動と品位

ある懲戒事例

ある弁護士が品位を失うべき非行を行ったとして業務停止一か月の懲戒処分を受けたということが日本弁護士連合会の機関誌「自由と正義」に掲載されていました。

非行と判断された行為は、妻から夫の不貞を理由とする離婚と慰謝料請求事件の依頼を受けた弁護士が、依頼者の妻と探偵を同行し、ホテルの駐車場で夫と不貞相手の女性が車から降りたところを見つけ、ファミリーレストランに同行し、夫と相手の女性に不貞を認めさせ、離婚に応じることを、慰謝料として二人で五〇〇万円を支払うことを要求し、これに応じなければ法的な解決になることを伝え、その場で合意書に署名押印させたというものでした。

何が品位を失うべき非行なのか

この弁護士の行動は、どの点において品位を失うべき行動と判断されたのでしょうか。依頼者と駐車場で夫と不貞相手を待ち伏せたこと、ファミリーレストランという公衆の居る場で交渉したこと、要求に応じなければ法的な問題になると言ったこと、あるいは要求した慰謝料額が高額過ぎたのでしょうか。

しかし、これらの点は、それだけを見ると特に懲戒に値するような問題行動とは考えられませんが、不貞により離婚に至ったということであれば、慰謝料額が五〇〇万円というのも許されなほど高額とは言いきれません。

却って、依頼者である妻の利益を最大限実現するという観点からは、不貞の現場であれば、夫も言い逃れもできず「参りました」とばかり素直に要求に応じる可能性が高くなります。依頼者から

は、これほど頼りになる弁護士はいないと映るでしょう。

では何故、この弁護士は懲戒になったのでしょうか。上記記事には、この点の記載がないので、私の考えになりますが、不貞の現場を押さえた直後に要求する合意書に署名押印させた行為が、相手方の防御の機会を奪って自力救済をしたに等しいと評価されたのでしょうか。現在の法律制度のもとでは、いくら権利があるとしても、自力（実力）でこの権利を実現することは原則として禁止されています。もちろん、この弁護士も相手方に力づくで署名押印させたわけではありませんが、事実上拒否することが困難な状態で署名押印させたと見られます。もちろん自力救済が禁止されているといつても、その場において自力で権利を守らないと権利が守られないという緊急事態は別です。しかし、この場合は、そこまでの緊急性はありません。せいぜい、不貞の現場を押さえるところまででしょう。しかし、それとても本来、弁護士のすべき職務といえるかは疑問です。

弁護士職務規程

弁護士の拠つて立つべき倫理規範と行為規範を定める弁護士職務基本規程には、「弁護士は、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うものとする。」（第五条）、「弁護士は、良心に従い、依頼者の権利及び正当な利益を実現するように努める。」（第二一条）との定めがあります。

土地の賃借人である相手方が統合失調症である可能性を認識しながら、土地明渡訴訟を提起し、欠席判決を得た上で、強制執行まで行つ

たという事案について、弁護士は相手方に対して、賃料不払について対処すべき機会を与え、訴訟手続等について説明し、特別代理人を選任するなど配慮をすべき義務があったのに、これらを行わなかったとして前記の規程に違反すると判断された事例があります。これは依頼者に対する誠実義務とぶつかり合う可能性もある事案であり、なかなか難しい問題です。

アメリカ法曹協会の弁護士倫理規程には、弁護士を依頼していない相手方の利益に配慮することを定める規程があります。

近時は弁護士が増員したため、依頼者を獲得するため、依頼者のためにやり過ぎる傾向をもつ若手弁護士が増えたという声を聞きます。そうだとすると、今こそ、あらためてこの問題をしっかりと考える必要があると思います。

どこが品位を失うべき非行なのか

一九二三年、イギリスの法廷弁護士、裁判官として活躍したエドワード・アボット・パーリーの書いた「弁護の道の七燈」（和訳）には、「誠実の燈」「勇気の燈」「勤勉の燈」「機知の燈」「雄弁の燈」「判断の燈」「友情の燈」という七つの道しるべが掲げられています。このうち「誠実の燈」には、弁護士の武器は勇士として用いるべきもので、刺客として用うべきものではない。弁護士は依頼者の利益を、真実、正義の利益とどう調和させるかを知らなければならぬと書かれています。銘すべき戒めと思います。

弁護士



山崎 浩一

Koichi Yamazaki

鴨川と水害

近時、毎年のように全国各地で豪雨による大規模な水害が相次ぐようになっていきます。平成二七年には水防法の改正により洪水に係る浸水想定区域の指定を、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域から、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域とすることとされました。これに伴い、京都府は、平成三〇年五月に、鴨川・高野川等の洪水浸水想定区域図を公表し(前回は平成一四年)、各河川の浸水想定区域図を取りまとめ、避難情報を加えた京都市水害ハザードマップが作成、配布されています。



新しい浸水想定区域図は、千年に一回程度の豪雨を想定すること、鴨川・高野川では二四時間降水量七三六㎜とされました(京都市街地に関係する他の河川では、桂川下流は二二時間降水量三四一㎜、宇治川は九時間降水量三五六㎜、天神川水系は二四時間降水量一一五〇㎜とされています)。京都市の明治一三年から現在まで約百年間の最大日二四時間降水量は昭和三四年八月三日の二八一・八㎜ですので、これだけ見ると数字的には実感がわかないかもしれません。しかし、わが国の観測史上日二四時間降水量の第一位はつい先日(台風一九号による令和元年一〇月一二日)神奈川県箱根町における九二二・五㎜ですし、昭和一〇年六月の梅雨前線に伴う集中豪雨による大洪水の際には京都市で九時間降水量三三五㎜を観測

してきますから、昨今の集中豪雨の傾向、台風の大規模化も考えると、当然の想定とも言えます。鴨川・高野川の浸水想定に限って言えば、浸水区域は、これらの河川の兩岸付近はもとより、南区、伏見区、南区、下京区は全域近くに、中京区及び上京区は概ね烏丸通付近まで、左京区は東大路通周辺までと鴨川・高野川合流点以北の三角地帯(約四四㎞と広範にわたり、浸水深は南区の鴨川・桂川合流点付近七・六七mを最深として、東山区を含むこれら各区とも最深部は二mを優に超える想定となっています。また、河岸侵食によりすべての建物の倒壊が想定される区域が両河川の河岸に带状に続いているほか、氾濫流により木造建物の倒壊が想定される区域がその外側に想定され、殊に左京区はその範囲が非常に広く、東山区、中京区、南区、下京区にもかなり広く存在します。



これだけでも大水害の想定ですが、なお想定に甘い面が残っていると思われれます。即ち、鴨川は、京都市内のみを流れる幹線延長二・三㎞ほどの河川ですが、河床勾配が平均二〇〇分の一(二二〇〇以下流で一m低くなる)、上流部で一〇〇分の一、京都市街地に相当する中流部で三五〇分の一と相当の急勾配となっています。そのため、普段から土砂の堆積が多くあり、河床が上昇しているほか、大規模な降雨があれば、山間部で土砂崩れ等

が発生し、大量の水、土砂、流木が一挙に中流部に流下する危険が大きく、水嵩は想定より上がる筈です。これは、昭和一〇年の京都大洪水の際、堤外溢水、橋脚の破壊等による三条大橋、五条大橋を含む一五橋の流出の原因となりました。また、内水氾濫の評価は十分なものとはなっていないようです。

弁護士



鍛田 則仁
Norihito Kuwata

鴨川は、昭和一〇年の大洪水の後、継続的に河床掘削、河道拡幅、護岸強化、橋梁補強等大規模な改修工事が実施されており、その効果もあって、現在のところ破堤、溢水による大水害を起こしていないのですが、このような想定水害に対するハード面の対策は、人や社会資産が集中している中流部(流下能力にも余裕がありません)を中心に、極めて限定されています。ダムや関東で建設が進んでいる地下の巨大な貯水空間は作りようがありませんし、河道拡幅も困難、河床掘削、高水敷の切り下げ、護岸ないし堤防の高上げは若干はできそうですが、景観が大きく変わります。そうすると、財産は犠牲になっても死者は出さないと、観点は観点から、いかに適切に人を避難させるかといったソフト面の対策の強化が急務と言えそうです。

二〇二〇年京都コンGRESS

京都コンGRESSとは

二〇二〇年四月一九日から八日間、京都国際会議場で、国際連合犯罪防止刑事司法会議(United Nations Congress on Crime Prevention and Criminal Justice)が開催されます。一九五五年に第一回が開催された後は、五年に一度開催され、刑事司法分野に関する会議としては国連最大規模のものであります。二〇一五年に開催されたドーハ・コンGRESSには、潘基文国連事務総長や、約一四〇ヶ国から司法大臣や検事総長を含む政府の代表の他、国際機関、NGO関係者などが参加しました。日本政府は、開催地の招請を決めた6年前から、「司法外交」の一環としてこの会議を重視しています。日本の同分野における国際的なプレゼンスを高め、また、この分野での世界各国のリーダーたちに「刑事司法分野における成熟度や、徹底した法の支配の浸透、『世界一安全・安心な日本』を実際に体感してもらおう絶好の機会」と捉えているとのことでした。

コンGRESSの重要性と、
日弁連の取り組み

過去のコンGRESSにおいては刑事司法に関わる数多くの基準や規範が採択され、その中には、受刑者の処遇や被疑者・被告人の権利、司法関係者の独立や保護など、人権に関わるものも少なくありません(※)。

コンGRESS自体は、各国政府単位での参加を念頭においた会議ですが、弁護士や市民社会が積極的に関与していくことには重要な役割があります。日弁連では、二〇二〇年コンGRESS日本会議対応ワーキンググループを発足させて、①各国の政府代表を通じて、採択される宣言に市民社会の意見を反映させる、②コンGRESS期間中に多数開催されるイベントを自分たちで、あるいは政府、国連機関や他のNGOとともに準備する、③世界中から集まる刑事司法関係者・専門家と将来に向けたネットワークを作ることとをねらいとした取り組みを進めているそうです。

ユースフォーラムと、
チューター役の拝命

私は、国際的な司法外交の分野には明るくなく、お恥ずかしながら京都の地でコンGRESSが開催予定となっていたことは全く知りませんでした。もともと今般、日本の学生・若者たちが英語で発表するにあたっての、語学面でのサポートを手伝ってほしい、ということでお声がけいただき、「京都コンGRESS・ユースフォーラム」にチューターとして参加することになりました。

このフォーラムでは、全体テーマを「安全安心な社会の実現へ」SDGsの

達成に向けた私たちの取組」として、未来の社会を担う若者たちに、自分たちの目線から自分たちの問題として、刑事司法について考えてもらうことを狙いとしています。事前に勉強会やシンポジウムを重ねて、本番で充実した議論ができるような工夫をこらしていく予定です。

※ コンGRESSでは、これまで弁護士活動や訴訟で引用されることの多い、重要な国連文書が採択されました。「被拘禁者処遇最低基準規則」(第一回)、「司法の独立に関する基本原則」(第七回)、「弁護士の役割に関する基本原則」(第八回)などがその例です。こうした基準や規範の採択という機能に限ってみれば、国連機関の組織体制が変わり、一九九〇年以降は新設された「犯罪防止・刑事司法委員会」(正式名称はCommission on Crime Prevention and Criminal Justice、通称「コミッション」。ウィーンで毎年五月に開催)に移されています。それでも、全分野を網羅する決議等の採択を通して、コミッションの検討の方向性や、国際的な刑事司法の議論のあり方を決定付けるという意味で、コンGRESSが極めて重要であることには変わりはありません。

弁護士



富増 四季
Shiki Tomimasu

人生の転機

誰にでも、人生の転機というべき時期があるように思います。昨年の後半は、私にとって何度目かのそうした時期になりました。

もともと大きな出来事としては、はじめての子供が産まれたことです。当然ながら、生活は一変しました。言葉が話せず自力で動くことができない存在から、何を感じているのかを読み取ることはなかなか大変です。一体何が不満なのか大声で泣き叫ぶ我が子に振り回されている日々です。

もちろん苦勞ばかりではなく、日を追うごとに表情豊かになっていく子供と過ごすことは、新鮮な驚きで満ちています。子供は日々変わっていくものだと聞いていたのですが、比喩でも何でもなく、本当に日々変わっていく様子を見て、昔の自分もまたそうだったのだろうなと思いを巡らせています。

夫婦二人だけの頃は自分の人生に責任を持つ大人同士の生活でしたが、今後は、子供の人生についても責任を負うこととなります。

また、昨年の九月から、同志社大学の

ロースクールで非常勤講師を勤めています。担当しているのは最終学年後期の公法実務の基礎という科目で、これまでの実務で接した事例や知見を院生に対して伝えていくというものです。

昨年九月時点の私の弁護士としてのキャリアは五年足らずで、ロースクールの授業を担当するには些か頼りないはずなのですが、どうやら、私が司法試験合格以前は京都市の職員として行政法実務に接していたことを評価していたのだと思います。ロースクール卒業後に公務員試験を受けるという、当時の自分が悩みながらした選択が自分の新たな役目に繋がることになるとは、当時はまったく予想だにしていませんでした。

授業をするにあたり、どのような形式の授業をするかについては少し悩んだのですが、やはり、自分が院生だった時に一番訓練を受けたかった法律文書の書き方も学ぶ授業にしようと思ひ、事例問題を出題してそれに対する答案を作成してもらうことにしました。ここまでは何の問題もありませんでした。

しかし、いざ実際に準備をすると、想像をはるかに超えて大変な作業でした。事例の題材としては、私がこれまで取り扱った行政事件や、その過程でリサーチした裁判例を素材にしようと考えていたのですが、授業で取り扱うにあたって

は、事例問題として適切なボリュウムに調節しつつ、実務的な考え方にも触れられるようにしなければなりません。もちろん、その解説をするにあたっては、院生の疑問に十分答えられるよう、入念な準備が必要となります。

もちろん、授業も簡単ではありません。話し方や進め方、毎回修正を繰り返して少しでも分かりやすく話ができるように工夫します。かつては私はロースクールに通っていたわけですから、最終学年後期の授業が価値の乏しいものであってはならないことはよく分かっています。やはり、これもまた責任の重い仕事です。

こうして、公私ともに責任を負うことになった昨年の後半が過ぎていったわけですが、どうやら本年になってもまだそれは続いているようです。

本年の一月一日から、私は、勤務弁護士（アソシエイト）から鴨川法律事務所（共同経営者（パートナー））になることになりました。これまで以上に大きな責任を負うこととなりますが、その責任を果たせるよう精進したいと思います。

弁護士



齋藤 亮介
Ryosuke Saito

生物の大量絶滅

★ 地球では生物が誕生して以来、何度も生物の大量絶滅があったこと自体は広く知られていますが、その詳細については、未だに議論が多いようです。そんな中、つい先日、最後の生物大量絶滅が起こった一六〇万年前と同じ時期に、海に巨大な隕石が衝突した証拠が発見されたとのニュースを目にしました。

★ 海洋研究開発機構が南鳥島沖合で調査中、水深五六〇メートルの海底を掘削したところ、一〇〇万年前頃の地層にオスミウムという貴金属が極めて高い濃度で含まれており、さらに分析するとこれらが宇宙で生じた特徴があり地層の粒子に衝突の痕跡もあったことから、隕石の衝突に由来すると結論づけたとのことでした。

★ 地球上での生物の大量絶滅は、三億年前以降、過去に計一回（そのうち特に大きな五回は、ビッグファイブと呼ばれる）存在しています。その多くについては、おおよその原因が判明していたものの、最も時期が新しい一六〇万年前の絶滅については、謎のままです。衝突した隕石は、他の隕石衝突の事例からすると、直径一〇〇キロのクレーターが生じた直径二、三、七、八キロの隕石の規模に匹敵するそうです。今回の発見を受けて、今後さらに調査が

進められていくようですが、日本の海底で一〇〇〇万年以上も前の隕石衝突の痕跡が見つかるということ自体、画期的な発見で科学の進歩を感じますし、更なる解明に期待が膨らみます。

★ ところで、巨大な隕石が地球に衝突すると生物にはどのような影響があるのでしょうか。隕石衝突による生物の大量絶滅の事例として有名なのは、約六五〇〇万年前に発生し、恐竜が絶滅する原因となったとも言われる、白亜紀末の大量絶滅です。この大量絶滅は、大量絶滅の中でも特に規模が大きい部類に入るとされており、全ての生物種の約六割〜七割が絶滅したと考えられています。

★ 研究によると、直径一〇キロメートルほどの隕石が浅い海に猛烈なスピードで落下したことにより、その落下自体の衝突・爆発が起き、通常では考えられない規模の大津波や大火災が起きました。それだけではなく、大気中に巻き上げられた粉じんなどが日照に大きな影響を与えました。太陽光が長期間遮られて、まず地表の寒冷化が起こるほか、爆発で散乱した岩石物質などにより強い酸性雨も発生したことが考えられます。これらの影響で植物は光合成ができなくなり、食糧不足から草食動物が消え始め、さらに食物連鎖の上位の動物も消え

ていくという流れで大量絶滅に至ったとされています。

★ あまりにも規模が大きく、具体的な状況を想像するだけでも恐ろしい話ですが、これらの大量絶滅によって、生物の進化自体が完全に振り出しに戻る訳ではありません。どの時代でも、過酷な大量絶滅時代を逞しく生き抜いた生物がさらに進化を重ね、さらに多様性を深めて、現在の生態系に繋がっています。地球の歴史規模で言えば、危機的な大量絶滅時代を何度も乗り越え、全体としては生物の多様化が進んでいるそうです。このような話を聞くと、現在の地球やその生態系がいかに奇跡的に存在しているのかを改めて思い知らされます。

★ 近年、人間の活動が地球環境や生態系に及ぼす影響が憂慮されています。生物学界では、現代は、これまで生物が経験した特に大規模な五回の大量絶滅（ビッグファイブ）に続く六回目の大量絶滅時代に入っているという指摘もされているそうです。冒頭のニュースに接し、人類という枠を超えて、これまで受け継いできた地球を何とか保護し引き継いでいく必要があると改めて考えさせられました。



弁護士

鎌田 透

Toru Kuwata

外来の生き物

★ 休日に娘と鴨川を散歩していると、橋の下あたりで、たくさんの小さな魚が泳いでいるのを見えました。魚が大好きな娘は大喜び。後日、網とバケツを持って、同じ場所に来てみたところ、前回同様、たくさんの小さな魚がいます。私、ときに俊敏な魚を網で捕まえることができるのかと思いつつ、川岸から網を振るって見たところ、なんと網の中には小さな魚がたくさん入っていました。テンションの上だった娘がどうしても魚を連れて帰るといので、急遽、家で飼うことになりました。川にいる小さな魚といえば、勝手にメダカと思いついて、最近メダカがブームになっていたことから、私自身もなんだかメダカと思われる魚を飼うことが嬉しくなり、すぐにベイトショップのメダカの飼育用品を買に行つたところ、店員さんから一言。「川にはメダカと非常によく似ているカダヤシという外来種があります。これは飼ってはいけない魚ですよ。」と。これはまずい。急いで自宅に帰って、インターネットで画像を調べてみたところ、捕獲した魚は、幸い、カダヤシやその他の特定外来生物指定希少生物種ではなく、とりあえず飼育に問題はなさそうであったため一安心。ただ、残念なことに、メダカでもありませんでした。

★ 特定外来生物については、飼養・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つことが原則として禁止されており、これらに違反した場合、最高で個人の場合は三年以下の懲役もしくは三〇〇万円以下の罰金、法人の場合は一億円以下の罰金が科されます（ただし、学術研究目的での飼育等の場合には、許可を得れば飼育可能となります）。

特定外来生物とは、もともと日本に生息・生育していなかったのに、人間活動によって入ってきた外来生物の中から、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。アライグマ、カミツキガメ、ブルーギル、オオクチバスを始め、平成二〇年一月時点では九六の種・属・科が指定されています。このような特定外来生物は、本来そこに成育していた動植物を駆逐してしまつたり、同じような生育環境をもっている在来種から生育環境を奪つたりして、生態系を崩す、それまでその場所に存在しなかつた病気を持ち込んだりする等の様々な問題を引き起こします。

★ マはペットとして多く輸入されましたが、飼いきれなくなつて野外に放されたり、逃亡したりした結果、生息数が急増し、農作物への被害、生態系への被害、感染症等による人体への影響等の様々な被害を引き起こしているようです。

★ 外来生物法では、特定外来生物が被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある時は、必要に応じて、手続を経た上で防除を実施することを定めています。人間の都合によって、日本に連れてこられた外来生物にとって、都合が悪くなると、今度は駆除の対象とされるといふのは、人間の勝手な話に他なりません。しかし、人間の手によつて引き起こされる生態系の変化を放つておけないのも事実です。放つておけば人間の生存すら危うくなることもあるかもしれません。駆除される生物を減らし、また、人間の手によつて生態系に大きな変化がもたらされることのないように、一人一人が、この問題意識を持ち、無責任に生物を飼育しない、野外に放さないなどの最低限のルールを守る大切だと改めて思います。

★ ちなみに私の自宅の魚たちは今日も元気に水槽で泳いでおり、娘と一緒にエサをあげるのが私の日課となっています。

弁護士

NO
IMAGE渡邊 遥香
Haruka Watanabe

かもがわ講座

債務者財産についての情報取得手続の新設

交通事故の損害賠償、貸金、売買代金などの支払を請求する裁判で勝訴判決を得れば、強制執行により債務者の財産から回収を図ることができます。強制執行の代表的な例としては、債務者の銀行口座の差押、勤務先の給料債権の差押、所有不動産の強制競売などが挙げられます。ところが、債務者の所有財産や勤務先がわからない事案も多く、せっかく勝訴判決を得ても、十分な回収ができないことは珍しくありません。平成一五年の法改正においては、債務者自身に財産開示をさせる制度（財産開示手続）が導入されましたが、実効性は乏しく利用実績は低調でした。

こうした不都合を解消するため、昨年、民事執行法が改正されました（施行は、今年五月までに政令で指定される日です）。この改正により、一定の要件（※1、※2）を満たせば、①金融機関や証券会社などに対して、債務者の銀行口座や株式・国債の保有状況等に関する情報を照会すること ②登記所に対して、土地や建物の所有状況に関する情報を

を照会すること ③市町村や年金機構等に対し、給与債権に関する情報を照会して債務者の勤務先の情報を得ることができるようになります。

これまで勝訴判決を得ながら債権回収をあきらめていた債権者も、この改正により、その権利が実現できるようになることが期待されます。

※1 申立権者は、執行力のある債権名義を得た金銭債権者（③については養育費と生命・身体侵害の損害賠償債権のみ）に限られます。①、③では一般先取特権を有する債権者も申し立てることができます。

※2 申立要件として、①については、配当手続で完全な弁済を得られなかったこと、又は知れている財産に対し強制執行をしても完全な弁済を得られなかったこと（疎明）（民執一九七条一項各号）等が必要です。②、③については債務者に対する財産開示手続の期日が実施され、その期日から三年以内に申立てられていることが必要です。この財産開示手続を申し立てる際には①の要件で述べた民執一九七条一項各号の要件を満たす必要があります。